

超硬工具回収センター 規約

平成24年 4月 1日 施行

第1条：(名称)

本会は、「超硬工具回収センター」という

第2条：(目的)

本会は、超硬工具の3R(リサイクル・リユース・リデュース)問題を解決するために、使用済み超硬工具の回収を図り、必要に応じて産官学が調査・研究開発を行い、わが国の資源枯渇に寄与することを目的とする。

第3条：(活動内容)

- ① 超硬工具利用会員企業から使用済み超硬工具の回収を行う。
回収の細則を別に定め、細則に従って回収を図る。
- ② 枯渇元素問題についての啓蒙と回収事業の重要性を広報し、使用済み超硬工具の回収率向上を目指す。
- ③ 会員の相互協力による関連技術開発を行う。
- ④ 類似の目的を持つ団体との情報交換を行う。
- ⑤ 講演会、研究発表会、懇親会などの開催。
- ⑥ その他本会の目的を達成するために必要な活動。

第4条：(会員の種類)

本会の会員は、次の通りとする。

- ① 正会員 (特別正会員・正会員)
 - ② 賛助会員
 - ③ 特別会員
- 2 正会員は、本会の目的に賛同する法人で、その中で本会の事業に貢献する会員を特別正会員として会長が指名する。
 - 3 正会員は、本会の目的に賛同する法人とする。
 - 4 賛助会員は、本会の目的に賛同する公益法人、一般財団・社団法人・特例民法法人等の団体とする。
 - 5 特別会員は、大学等の研究機関及び公的な機関・団体に所属する学識経験者であって、本会の運営に助言できるものとする。
 - 6 前項2項及び3項に規定する会員は、代表者1名を登録するものとする。

第5条：(入会)

本会への入会は、入会申込書を提出して会長の承認を経なければならない。

第6条：(会員の権利)

- ① 本会の会員は、本会の開催する各種集会に出席し、その他規約に定める権利を行使することができる。
- ② 正会員は 使用済み超硬工具を規定に従って超硬工具回収センターに販売できる。

第7条：(会員登録)

- ① 全ての会員は所定の書式に従って会員登録をしなければならない。
- ② 正会員は、会員登録の際、超硬工具回収センターの定める会員情報を提供する。
- ③ 超硬工具回収センターは、会員より得た会員情報は別紙「個人情報取り扱いについて」に基づき、厳重な管理のもと、取扱いを行う。

第8条：(会費)

会費は原則として徴収しない。

第9条：(退会)

本会の会員は、次のいずれかに該当したときに退会する。

- ① 文章により退会の意思を表明したとき
- ② 死亡、もしくは会員である法人・団体が解散したとき
- ③ 会員としてふさわしくない言動や行動があったと認められる場合で役員現在数の4分の3以上が合意して、退会を通告したとき

第10条：(役員の種類)

本会に次の役員を置く

- ① 会長 1名
- ② 副会長 1名
- ③ 幹事長 1名
- ④ 運営委員 若干名 (会長・副会長、幹事長を含む)
- ⑤ 監事 1名
- ⑥ 顧問 若干名

第11条：(役員を選出)

運営委員、監事は総会において選出する。

- 2 会長、副会長及び幹事長は、運営委員の互選により選任する。
- 3 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

第12条：(役員職務)

会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障がある場合にはその職務を代行する・
- 3 幹事長は運営の実務について統括する
- 4 運営委員は、役員会を構成し、本会の運営に関する重要事項ならびに具体的事項を審議し、

執行する。

- 5 監事は、本会の資産の状況及び活動執行の状況を監査する。
- 6 顧問は、本会の活動に関して会長の諮問に応じ、または本会の活動について会長に意見を述べる事が出来る。

第13条：(役員)の信任)

役員は、任期は2年とする。

- 2 役員としてふさわしくない言動があると役員会で2/3以上の役員が認めた時は退任とする。

第14条：(総会)

総会は、会長が必要と認めた時に開催できる。

- 2 総会の招集は、付議事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。(メールでの連絡も可能とする)
- 3 総会は、会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

第15条：(総会の議事)

総会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 議事内容についてはその都度 役員会において決める。
- 3 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第16条：(役員会)

役員会は、運営委員をもって構成する。ただし、監事は、役員会に出席して意見を述べる事が出来る。

- 2 役員会は、必要に応じて、会長が召集する。
- 3 役員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 次の事項は、役員会の承認を経なければならない。
 - ① 収支報告、予算案
 - ② 総会に付議すべき事項
 - ③ 運営に関する具体的事項
 - ④ 会員の入退会に関する事項
 - ⑤ 会としての対外的な意思表示に関する事項
 - ⑥ その他会長が必要と認めた事項

第17条：(会員への報告義務)

会計年度終了後3カ月以内に当該年度会計収支報告、監査報告、次年度予算について会員にメール等で報告する。

第18条：(委員会、分科会の設置)

本会は活動を円滑に運営するために、役員会の議決により分科会を置くことができる。

- 2 分科会では 個別研究開発活動等を行う閉ざされた研究会活動を行う。
- 3 分科会会員は活動費（間接経費含む）として必要額を分担する。
- 4 分科会の組織、構成ならびに運営に関して必要な事項は、役員会の議決を経て会長がこれを定める。

第 19 条：(資産)

本会の活動及び運営は、次の資産により行う。

- ① 事業収入
- ② 寄付金
- ③ 利子
- ④ その他の収入

第 20 条：(会計年度)

本会の会計年度は、ネオマテリアル創成研究会の会計年度と同じくする
(毎年 4 月 1 日から始まり 3 月 31 日に終わる)

第 21 条：(事務局)

本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、幹事長がこれを総括する。
- 3 事務局は、一般社団法人ネオマテリアル創成研究会 に置く
- 4 事務局には、分室を置くことが出来る。分室設置について幹事長が決める。

第 22 条：(解散)

本会の解散は、正会員、賛助会員及び特別会員の 3 分の 2 以上の同意を経なければ解散することが出来ない。

第 23 条：(細則)

この規約に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の承認を経て、会長が別にこれを定める。

(付則)

1. この規約は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
2. 設立初年度の会計年度は事業開始からとする。

使用済み超硬工具 回収に関する細則

平成24年 4月 1日 施行

第一条（目的）

- ① 一般社団法人ネオマテリアル創成研究会(超硬工具回収センター設立まで)（以下「甲」という）を買い主とし、使用済み超硬工具を売却しようとする会員企業（以下乙という）を売り主として 甲と乙は本細則に従って超硬工具の売買を行う。
- ② 甲は、資源保護の観点から、乙から買い受けた使用済み超硬工具を適切に再資源化する。

第二条（回収依頼）

甲は、乙からの回収依頼に関して、数量、材質区分、梱包形態等を確認の上、引取方法を決定する。

第三条（回収）

- ① 回収方法は、宅配便、引き取り、持ち込みから選択し、決定する。
- ② 回収費用に関しては、下記の通りとする。

5kg/回未満の場合	：	回収費用は乙負担とする。
5kg/回以上の場合	：	回収費用は甲負担とする。
5kg/回以上の持ち込みの場合	：	買受提示単価 + 30円/kg

※但し、超硬のみの重量とする。
- ③ 宅配便引き取りの場合、甲が集荷手配を行う。

第四条（検収）

- ① 買い受けた使用済み超硬工具は、数量、材質区分ともに甲の検収結果にて検収、支払いを行う。
- ② 検収時の材質区分は、超硬ソリッド、鉄付超硬、ロウ付超硬、ハイス鋼、鉄、サーメット、セラミックとする。
- ③ 超硬ソリッド以外の材質に関しては、異材の付着度合いを勘案して、現物確認の上、評価・検収とする。
- ④ 甲は、現品受取後、原則7日以内に検収を行い、検収結果を乙に通知する。

第五条（支払い）

- ① 甲の検収結果に基づく、乙発行の請求書に対して現金にて支払いを行う。
- ② 検収期日に対する支払い期日は、下記の通りとする。

尚、各期日が土、日曜日、祝日の場合は、前営業日を期日とする。

 - ・毎月1日～15日検収分 ⇒ 支払期日 当月末日
 - ・毎月16日～月末検収分 ⇒ 支払期日 翌月15日

第六条（買取価格）

- ① 買取り価格は、タングステン相場（APT 相場）に連動した価格を公示する。
- ② 買取り価格は、毎月見直しを行い、甲のホームページにて公示を行う。
- ③ 買取り価格は、毎月 20 日に翌月 1 日～月末受取り分までの価格を公示する。

第七条（契約解除）

甲又は乙が、本契約に違背したときは、相手方は催告の手続きを要さず直ちに本契約を解除する権利を有し、かつ解除によって損害が生じた場合、賠償請求することができる。

第八条（協議事項）

本契約に定めなき事項または解釈に疑義が生じた場合、甲乙誠意を持って協議解決をはかるものとする。

（付則）

1. この細則は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

個人情報の取り扱いについて

一般社団法人ネオマテリアル創成研究会

一般社団法人ネオマテリアル創成研究会は、「超硬工具回収センター」会員様の個人情報について、以下の内容に従って個人情報の取り扱いを行います。

[1] 事業者の氏名または名称：一般社団法人ネオマテリアル創成研究会

[2] 個人情報保護管理者：事務局長 三原 孝夫

[3] 個人情報の利用目的：

各種イベントのご案内通知・イベント開催時の名簿作成、事務局からのお問い合わせ、アンケート協力依頼等(事務局が委託した業者に預託する場合があります)。

また、本情報は(社)ネオマテリアル創成研究会と(財)京都高度技術研究所により共有させていただきます。

[4] 個人情報の第三者提供：法令に基づく場合以外の第三者への提供はございません。

[5] 個人情報の取り扱いの委託：

ご記入いただきました個人情報につきましては、その取り扱いの一部を委託する場合がございます(郵送送付代行者など)

[6] 開示対象個人情報の開示等および問合せ窓口：

ご本人からの求めにより、当協議会が保有する開示対象

個人情報について、「利用目的の通知」「開示」「内容の訂正、追加または削除」「利用あるいは第三者への提供の拒否権」に応じます。なお、登録された個人情報について、ご本人からの個人情報の確認等の請求がある場合には、事務局にて対応いたします。

一般社団法人ネオマテリアル創成研究会 事務局

TEL 06-6412-8110 (平日:月～金 ※祝祭日を除く 9:30～17:30)

[7] ご本人が個人情報を与えることの任意性および与えなかった場合の影響：

個人情報の項目への記入は任意ですが、必要とする個人情報の項目についてご記入がない場合には、当該事業への参加をお断りする場合があります。